

世界 World

EC ルール作りの今後

ジェトロ海外調査部国際経済課 長崎 勇太

EC（電子商取引）に関わる国際的なルール整備は、その取引の急速な伸びに追いついていない。ビジネスの障壁となり得る規制が途上国、先進国を問わず存在するのである。ECのルール作りは今後どう進むのか。同市場の概要、各国規制の問題点、FTA（自由貿易協定）に見いだされた解決策の検証を通じ解説する。

世界の電子商取引額はここ数年で急速に伸びている。特に途上国において顕著。ユーロモニター・インターナショナルによれば、2010～16年の同取引額（サービスを除く）の平均伸び率は、中国が72%、インドが50%と急伸している（表）。アジア以外でも、中東地域では「スークドットコム（Souq.com）」が、アフリカでは「Jumia」などのサイトが台頭してきており、ECの世界的な成長がうかがえる。

中小企業庁の「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査（以下、アンケート調査）」によると、ECの利点として「売上の拡大」「営業力・販売力の強化」「顧客満足度の向上・新規顧客・新市場開拓」「コスト削減」などが挙げられた。インターネット上での商取引は、新市場開拓の際にも実店舗を構えることを必要としないなど、設備投資費を抑えることができる。そのため、ECの活用は投資余力に限りがある中小企業にとっても取り組みやすいといえるのだ。

ビジネスの障壁となり得る規制

ECが世界的に拡大する中、国によってはビジネスの障壁となり得る規制が存在する。例えば、17年6月より施行予定の中国のサイバーセキュリティに関する法律。同法律には、中国でビジネスを行う企業にとって障壁となり得る規則が含まれる。具体的には、ネットワークに係る事故の報告義務、捜査への技術協力の義務などだ。「報告義務のある事故」「技術協力」の定義が曖昧であるため、中国政府の裁量に委ねられる部分が多いといった問題があり、外国企業の反発を招いている。

こうした規制はほかにもある。数ある規制の中でも、データを保存するサーバーの国内設置義務化は、特に外国企業には参入の妨げになる。例えばロシアが15年9月に改定した、個人情報の取り扱いに関する法令。ロシアでECを行う企業は、消費者データを保管するためのサーバーをロシア国内に設置しなければならないと定めており、新規参入する企業にとっては設備投資が必要となる。これは、前出のアンケート調査にもあるように、コストを抑えながら販路を拡大できるというECの利点を損なうことになりかねない。サーバーを国内に設置する義務を法令で定める国は、ロシアのほかインドネシア、ベトナム、ナイジェリアなどである^{注1}。

データを自国・地域内に保管しておくことを義務付ける国・地域も多い。中でも特にEUは個人情報の取り扱いには厳しい規制を設けている。「EU一般データ保護規則（GDPR）^{注2}」は、個人情報に関するデータについて原則としてEEA（欧州経済領域：EUとアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）以外には持ち出さないことを義務付けている。18年5月より実質的に施行される同規則は、EEAの住人に関

表 電子商取引額（サービスを除く）
（単位：10億ドル、%）

	2010年	2016年	2021年 （予測）	平均伸び率 （10～16年）	主要 EC サイト（例）
中国	14.3	366.1	624.3	71.6	天猫、JD.com、アマゾンチャイナ
インド	1.9	21.6	76.6	49.7	フリップカート、スナップディール、アマゾンインド
インドネシア	0.4	2.7	4.9	36.8	トコペディア、Kaskus、ラザダ
日本（参考）	36.3	72.6	106.7	12.2	楽天、ヤフー、アマゾンジャパン

資料：ユーロモニター・インターナショナル、SPEEDAの資料を基に作成

する情報を取り扱う全ての事業者・団体に適用される。データの移管には、例外的な特例を除いて、移管先国・地域の「十分性」^{注3}が認められる、もしくは同規則が定める適切な保護措置を取る必要がある。最近では16年7月に、欧州委員会が米・EU間で新たに合意に至ったプライバシー・シールドの十分性を認めたが、欧州内ではその決定に疑問を呈す声もまだある。

個人情報保護のためには適切な規制は必要だろう。だが上述のように不必要に厳しい規制は、外国企業のビジネス展開、ひいては経済発展の妨げになり得る。欧州の通商シンクタンク ECIPE は、データの国内保管義務が、調査対象となった7カ国・地域において最大で投資の4.2%減、GDPの1.7%減につながる恐れがあると見積もる。

WTOでの交渉停滞と解決策としてのFTA

各国の規制がEC拡大の妨げとならないよう、国際的な取り決めが急務であることは言うまでもない。だがWTOでは、前述したようなサーバー設置義務やデータの保管といった、ECに特有の問題に関する議論は進んでいない。

国際貿易交渉の場で議論されるべきは、情報に関する規制にとどまらない。電子送信が可能なコンテンツの取り扱いも交渉の焦点となる。ECで決済された物品やサービスには、モノの輸出入やサービスに対する従来のルールが適用される。しかし、電子コンテンツ（例えばインターネット上で購入され、ダウンロードされた映画）を物品と扱うのか、それともサービスと扱うのかについては特段の取り決めはない。また現時点では、WTO加盟国は電子送信されたコンテンツに課税しないことで合意しているが、これは時限的な措置である。各国が不必要に関税を課さないようにするためにも、電子コンテンツの定義を含む国際的な取り決めが必要となる。

WTOでの交渉が停滞する中、先進国を中心にFTAでルール作りを進める動きもある。米国の取り組みもその一例だ。01年に発効したヨルダンとのFTAで初めてECについて触れて以降、米国は全てのFTAに「電子商取引章」を設けている。具体的には、電子コンテンツへの最恵国待遇の供与、電子承認や電子署名の活用を妨げない、国外への情報移管に関して不必要

に厳しい制限を設けないという内容である。

日本が締結したEPA（経済連携協定）で例を挙げれば、09年に発効したスイスとのEPAをはじめ、オーストラリアやモンゴルとのEPAにおいても電子商取引章を設けている。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定では、従来の米国FTAの条項に加え、サーバー国内設置義務化の禁止やソースコードの開示・アクセス権の請求禁止が盛り込まれている。

日米EUなどの23カ国・地域で議論されているのが、新サービス貿易協定（TiSA）である。同協定では、付属書でECの取り決めを定めることが決まっている。目標とした16年末までの合意は実現しなかったが、今後の交渉の行方が注目される。

これから…

ECを巡っては、今後も先進国を中心にFTAによるルール作りが続くだろう。企業の国外展開を促すためにも、そうしたルールをメガFTAなどで浸透させる努力がなされよう。FTAによるルール作りで、ある程度の規制の調和は図れるかもしれない。しかし、そうして定められた個々のルール間の相違がビジネス展開の障壁とならぬよう、世界的な規制の調和が必要となる。WTOでのECの交渉開始に熱心な現事務局長のアゼベド氏の下、WTOにはその役割が期待される。

ビジネスの観点から見れば、ECの国外展開を図る上で、サーバーの設置義務といった厳しい規制は禁じられるべきである。情報の取り扱いについては、各国政府の方針や政治事情もあって簡単に統一することは難しいが、合意が容易と思われる部分から順次議論を進めていくべきだろう。情報管理のほか、ECが伸長するために必要となる物流円滑化や決済システムに関する取り決めも、同時に行う必要がある。

JS

注1：各国の法規制は以下のとおり：

ロシア：Federal Law No.242-FZ

インドネシア：Regulation of the Government of the Republic of Indonesia No.82 of 2012

ベトナム：Decree No. 72/2013/ND-CP

ナイジェリア：Guidelines for Nigerian Content Development in Information and Communication Technology

注2：ジェトロ「[EU一般データ保護規則（GDPR）]に関する実務ハンドブック（入門編）」参照。

注3：欧州委員会によって、データ移管先国・地域のデータ保護水準が十分であると認められる必要がある。17年1月現在、日本の「十分性」は認められていない。